贈与　保険　資産運用　年金　不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の情報マガジン

10
2026

TOPICS

P2 資産安心コラム

選ぶ前に知っておきたい！相続時精算課税の注意点

P3 暮らしとお金の教養講座

親が元気なうちに話し合う認知症対策と民事信託の初歩

P4 相続・贈与の基礎知識

特例を使わなくても非課税に！生活費・教育費の贈与ルール

数字で見る相続

暦年・相続時精算課税申告人員減も納税額増

国税庁が公表した『令和７年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について』によると、贈与税の課税方法別の申告状況は、次のとおりでした。暦年課税を適用した申告人員は39万人（対前年比1.3%減）、申告納税額は4,215億円（同28.7%増）で、前年分と比較すると、申告人員は減少した一方、申告納税額は増加しました。また、相続時精算課税を適用した申告人員は８万人（同0.8％減）、申告納税額は823億円（同24.6%増）で、基礎控除の新設によって大きく増加した前年分と比べ、申告人員は微減でしたが、申告納税額は同様に増加しました。

この贈与税の申告状況から、相続対策として保有資産を早期に次世代へ移転する動きのなかで、１人当たりの贈与額が大きくなっていると推測されます。

選ぶ前に知っておきたい！ 相続時精算課税の注意点

相続時精算課税は、税負担を抑えて一時にまとまった財産を贈与できるメリットがある一方、一度選択すると「暦年課税」には戻れないなどの注意点もあるため、利用時には慎重な判断が求められます。今回は、相続時精算課税のメリットと注意点について説明します。

一度選ぶと戻れない！ 精算課税の「撤回不可」ルール

相続時精算課税は、原則として、60歳以上の父母や祖父母などから、18歳以上の子や孫などが財産の贈与を受けた場合に選択できる贈与税の制度です。2024年１月の改正により、贈与者ごとに累計2,500万円まで控除できる特別控除に加えて、新たに年110万円の基礎控除が創設されています。

相続時精算課税は暦年課税と同様に、年110万円までの贈与であれば贈与税がかからず、毎年の申告も不要です。さらに、この110万円以下の基礎控除部分は、暦年課税のような「相続開始前最大７年以内の持ち戻し」の対象にもならないため、相続税の対象にもなりません。また、年110万円を超えて一時にまとまった額の財産を贈与する場合、暦年課税は超過累進課税のため贈与額が多くなるほど税率が大きくなります（最高55%）が、相続時精算課税においては、年110万円の基礎控除を差し引いたうえで、さらに特別控除額（累計2,500万円）を差し引いた残額に対して定率（20%）で課税するため、贈与税の負担を抑えることができます。このように相続時精算課税は、暦年課税に比べて、早期に財産を次世代に移転するには使いやすい制度になっています。

しかし、こうしたメリットから「いったん、相続時精算課税を選んでおこう」と安易に選択をすると、思わぬリスクが潜んでいます。まず、一度、相続時精算課税を選択すると、その贈与者からの贈与については、「暦年課税」に戻すことができないことに注意しておかなければなりません。長期間にわたって少しずつ財産を移転したい場合など、「やはり暦年課税のほうが向いている」と後から気づいても撤回することはできません。

土地の贈与は要注意 「小規模宅地等の特例」との関係

また、相続時精算課税は累計2,500万円の特別控除があるため、贈与税の負担を抑えるために相続時精算課税を適用して高額の財産を生前贈与することを検討するケースがありますが、土地を贈与する場合は特に注意しておかなければならない点があります。相続時精算課税を適用して子や孫などに土地を生前贈与した場合、相続時には、その土地の贈与時の価額を相続税の課税価格に加算して、相続税を計算します。ただし、この持ち戻された土地については、土地の相続税評価額を最大80%減額できる「小規模宅地等の特例」を適用することはできません。この特例が適用されるためには、相続または遺贈によって、居住用または事業用の土地を取得したことが要件として定められているからです。

「相続時精算課税を適用したため、贈与時には贈与税がかからなかった」と安心していると、相続時に小規模宅地等の特例を適用できないことによって、結果的に相続税全体の負担が増えてしまう可能性があります。このため、将来、小規模宅地等の特例の適用対象になりうる「自宅の敷地」や「事業用の土地」について、相続対策として相続時精算課税を適用して生前贈与するかどうかは、特に慎重に判断する必要があります。

このように相続時精算課税はメリットのある制度ですが、「選択後は撤回不可」と「相続時に小規模宅地等の特例の適用対象外になる」という大きな注意点があります。相続時精算課税の適用を検討するにあたっては、目先の贈与税だけでなく、将来の相続税まで見据えた総合的なシミュレーションが不可欠です。

親が元気なうちに話し合う 認知症対策と民事信託の初歩

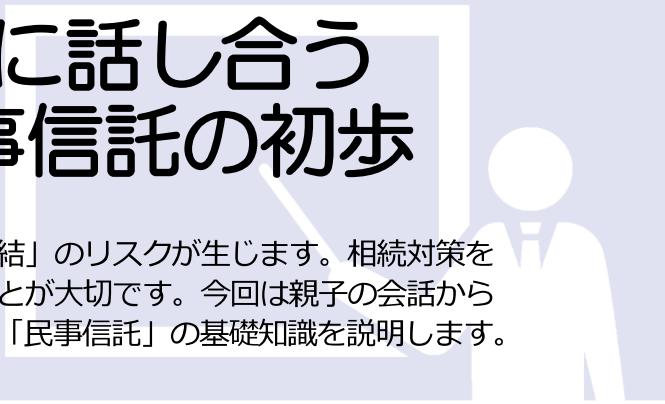

親が認知症になり判断能力が低下すると、「資産凍結」のリスクが生じます。相続対策をスムーズに進めるには、親が元気なうちに備えることが大切です。今回は親子の会話から始める認知症対策と、柔軟な資産管理を可能にする「民事信託」の基礎知識を説明します。

認知症で親の口座が凍結？ 知っておきたい資産凍結のリスク

親が認知症になり判断能力が低下すると、契約などの法律行為を単独で行うことがむずかしくなります。

その結果、本人の財産でありながら自由に動かせなくなる「資産凍結」のリスクが生じ、主に以下の３つの場面で大きな支障をきたします。

①生活費や医療費の支払い
②不動産売却や活用
③生前贈与などの相続対策

たとえば、銀行での手続きの際に届出印がわからず、本人の意思確認がむずかしいと判断されると、銀行口座が凍結される可能性があります。親の口座が凍結されると、生活費の支払いだけでなく、医療費や介護費用などが必要になったときも、親の財産から資金を動かすことができず、子どもが自身の資金で立て替える事態に陥るリスクがあります。

また、意思能力がないと判断されると、不動産の売却や定期預金の解約といった法律行為は、本人自身が行うことができなくなります。親が自宅を売却して、その資金で老人ホームへ入居する計画を立てていたとしても、自宅を売却することができず、将来の生活設計にも影響が及びます。

さらに、認知症の進行により意思能力が失われると、贈与契約そのものが法的に成立しません。そのため、暦年贈与や相続時精算課税制度など生前贈与による相続対策は一切できなくなります。

このように親の認知症が進行すると、親自身による財産管理がむずかしくなります。認知症対策の「選択肢」を残すためにも、親が元気で判断能力があるうちに準備しておくことが重要です。

財産管理を家族に託す 民事信託の仕組みと始め方

親の判断能力が十分なうちに活用できる制度として、民事信託があります。民事信託とは、契約に基づき、財産を持つ親（委託者）が、信頼できる子どもなど（受託者）に財産を託し、定めた目的に沿って管理や運用、処分をしてもらう制度です。託された財産から生じる利益は、受益者である親自身が受け取ります。民事信託では目的や財産管理の方法を柔軟に設計できるため、親が認知症を発症した後も、受託者である子どもが実家の売却や、信託財産を管理する口座からの出金などを、契約内容に沿って行えます。

認知症対策として民事信託が注目される背景には、成年後見制度よりも柔軟な財産管理ができることがあります。本人の財産保護を最優先とする成年後見制度では、財産の損失を防ぐことが重視されるため、生前贈与をはじめとする相続税対策や、将来に向けた柔軟な資産運用・組み替えなどは原則として認められません。一方、民事信託は、あらかじめ受託者に財産を託すことで、将来、認知症を発症した後も、契約に基づき柔軟な財産の管理や承継が可能ですが、民事信託そのものに相続税や贈与税を減らす効果はありません。

そこで、民事信託をうまく活用するために、親の希望を確認することから始めましょう。家族が集まる機会を活用して、将来の暮らしや健康について親子で率直に話し合うことが大切です。

親の認知症対策は、単なる財産管理にとどまらず「親の豊かな老後」と「家族の負担軽減」のために重要な取り組みです。民事信託の契約の設計には専門的な知識が必要です。まずは家族の意向を整理し、専門家への相談も検討しましょう。

特例を使わなくても非課税に！ 生活費・教育費の贈与ルール

贈与でも、扶養義務者間で通常必要と認められる生活費・教育費の贈与は、「非課税特例」を使わなくても贈与税はかかりません。ただし、非課税となるには一定のルールを守る必要があります。特別な申告手続きを必要としない、身近な贈与の原則を説明します。

知っておきたい原則ルール 扶養義務者からの「都度贈与」

贈与税は、原則として個人から贈与を受けた財産に対してかかりますが、その財産の性質や贈与の目的などにより、贈与税がかからない財産があります。親から子、祖父母から孫といった「扶養義務者」の間で、通常必要と認められる生活費や教育費に充てるために財産を渡す場合には、原則として贈与税はかかりません。ここでいう生活費は、子や孫の日常生活に通常必要な費用をいい、食費や家賃、医療費などが含まれます。教育費には、入学金、授業料、塾代などが含まれます。

ただし、どう渡しても非課税になるわけではなく、非課税になるのは、生活費や教育費として、必要なときに必要な金額を直接これらに充てるために渡す「都度贈与」に限られます。「将来の学費として」数年分の資金を前もって一括で渡した場合、そのうち実際に学費へ充てられずに預貯金などとして残った部分は「都度贈与」とは認められず、贈与税の課税対象となります。

誤解しやすい落とし穴 目的外利用や預金は課税対象に

また、生活費や教育費として渡した資金でも、それ以外のことに使用されたり、使わずに子や孫の口座に預けられたり、株式や不動産の購入に充てられたりした場合も、贈与税の課税対象となります。非課税になるには、通常必要と認められる範囲で、資金が実際に生活費や教育費として使用されることが必要です。

贈与税がかからないようにするためには、親や祖父母が、子や孫の学費や家賃を学校やアパートの管理会社へ「直接振り込む」など、支払いの事実を明確にしておくことも有効です。その際、税務署から確認を受けた際の説明資料として、振込明細や領収書などを保管しておきましょう。

非課税の特例制度のような特別な申告手続きなしで、家族を支援できるのが「生活費・教育費の都度贈与」です。「一括ではなく都度渡す」「必要な費用に直接充てる」といった基本ルールを守り、家族のための支援に活用していきましょう。